

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

乳児室の面積の基準を改める等のため、この案を提出する。

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和7年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(設備及び運営に関する基準) 第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、 <u>基準府令第10条第2項中「確保しなければ」とあるのは「確保するよう努めなければ」と、基準府令第19条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。」とする。</u>	(設備及び運営に関する基準) 第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、 <u>次の表の左欄に掲げる基準府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
	第19条第2項	指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする
	第21条第2号	一・六五平方メートル	三・三平方メートル
	第25条第1号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和六年那覇市条例第九号）
	第25条第2号	認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基	那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例（令和六年那覇市条例第十四号）

		準	
	第25条第3号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）	那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和六年那覇市条例第十二号）
	第25条第4号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）	那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和六年那覇市条例第十一号）
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。			

付 則
 この条例は、公布の日から施行する。